

## 1 「サイバーセキュリティ対策を強化するための監査(マネジメント監査)に係る実施要領」(以下、「実施要領」)の目的

サイバーセキュリティ戦略本部(以下「戦略本部」という。)がサイバーセキュリティ対策を強化するための監査に係る基本方針(平成27年5月25日戦略本部決定。以下「基本方針」という。)に基づき実施する監査のうち、国の行政機関に対し実施するマネジメント監査について、サイバーセキュリティ対策推進会議申合せにより必要な事項を定めたものである。

## 2 実施要領の構成

実施要領の構成は、「(1)構成」のとおりであり、「国の行政機関」及び「内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)」が、「(2)監査の進め方」を実施するに当たって、必要な事項を列挙している(詳細は資料2-2参照)。

### (1)構成

#### 第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 監査の実施主体
- 第3条 監査の権限
- 第4条 監査の実施主体の責務
- 第5条 文書の管理

#### 第2章 監査計画

- 第6条 監査計画

#### 第3章 監査の実施

- 第7条 監査の実施通知
- 第8条 事実の確認

#### 第4章 監査報告

- 第9条 個別監査結果の通知
- 第10条 最高情報セキュリティ責任者の執るべき措置
- 第11条 フォローアップ
- 第12条 戦略本部への報告

### (2)監査の進め方

